入　札　説　明　書

令和８年 11 月 19 日（木）

新潟県土木部監理課

1.　入札の概要

入　札　案　件　名	Ａ０対応デジタル複写機賃貸借及び複写サービス
数　　量	３台
契　約　方　法	一般競争入札
入　札　方　式	紙入札
入札参加申請書提出期限	令和８年 12 月２日（水）午後５時
応札仕様書等の提出	有（提出期限　令和８年 12 月２日（水）午後５時
入　札　日　時　及　び 開　札　日　時　等	令和８年 12 月 10 日(木)午前 10 時 新潟県新潟市中央区新光町４番地１ 新潟県庁入札室（行政庁舎 16 階）
仕　　様	仕様書のとおり
契　約　期　間	令和９年２月１日から令和 14 年１月 31 日までとする。
納　入　場　所	仕様書のとおり
納　入　期　限	令和９年１月 29 日（金）までに設置及び設定を完了すること
そ　の　他	－

2.　入札に参加する者に必要な資格

本入札に参加する者は、一の個人または法人であって、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。

⑴　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

⑵　指名停止期間中の者でないこと。

⑶　新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例第 23 号）第６条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

⑷　公告の日現在で、新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「複写サービス業務」に登載されている者であること。

⑸　県内に本社（本店）又は営業所等が所在する者であること。

⑹　仕様に適合するサービスが提供できることを確認できた者であること。

⑺　当該契約に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスが確実に提供できることを証明できた者であること。

⑻　本入札に係る入札説明書の交付を受け、入札参加申請書等を提出していること。

3.　入札者に求められる事項

本件入札に参加を希望する者は、次の定めるところにより競争入札参加申請書及び添付資料１部を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格がないと認めら

れた者は、入札に参加することができない。

⑴　入札参加申請書等の提出

ア　提出期間　令和８年 11 月 19 日（木）から令和８年 12 月２日（水）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第５号）第１条第１項各号に規定する日を除く。）の各日の午前８時 30 分から午後５時まで

イ　提出場所　新潟県新潟市中央区新光町４番地１
新潟県土木部監理課総務係

ウ　提出方法　本人（法人にあっては代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人の持参とする。

エ　提出書類

①　入札参加申請書

②　機器応札仕様書（ 別紙１）

③　カタログ（機器応札仕様書の項目について、該当部分をマーカーすること。）

④　機器応札仕様書中、カタログで確認できない項目がある場合は、メーカーの証明書等

⑤　保守等アフターサービス体制一覧表（ 別紙２）

⑵　入札者は、上記⑴エの書類等について、開札日の前日までの間に説明又は補正を求められた場合は、それに応ずるものとする。

⑶　参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、令和８年 12 月４日（金）までに競争入札参加資格確認通知書を電子メールによる送信により通知する。ただし、通知後において、競争入札参加資格を満たさないことが明らかになった場合は、競争入札参加資格を取り消すこととする。

4.　入札書の提出及び開札の方法

⑴　「入札書」は別添の様式とし、本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参し、提出すること。

また、代理人が入札に参加する場合は、入札時刻までに別添委任状を提出の上、入札書に代理人の職氏名を記載し、委任状の使用印と同じ印鑑を押印すること。（代表者の氏名、押印は不要。）

入札に参加する際、次のものを持参すること。

・再入札に使用する印鑑

・前記３⑶により通知された「一般競争入札における参加資格通知書」

⑵　入札書は、封筒に入れ密封の上、封筒の表書きとして「入札者の商号又は名称」、前記１の「入札、開札の日時」及び「入札案件名」を記載し、提出すること。

⑶　入札書の記載

ア　Ａ０対応デジタル複写機賃貸借及び複写サービス料金とは、使用賃借料相当の金額（以下「基本料金」という。）と１枚当たりの単価に使用見込数を乗じて得た金額（以下「複写料金」という。）の総額をいう。

イ　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下、「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ　別紙内訳の「規格品質」欄には、複写機の機種名及び形式を記入すること。

エ　別紙内訳の「単価」欄には、複写機１台分の１か月あたりの基本料金及び複写料金（Ａ０判 60 枚及びＡ１判 100 枚分の複写料金）を記入すること。

オ　別紙内訳の「金額」欄には、複写機３台分 60 か月の基本料金並びに複写料金を記入すること。

カ　複写料金の算定に際しては、用紙代及び電気料を除く全ての消耗品の代金を含む金額を積算すること。

なお、複写料金の算定にあたっては、入札書・別表２の「複写料金単価表」に必要な単価を記入し、算出根拠を明らかにすること。落札後、同単価表は「Ａ０対応デジタル複写機賃貸借及び複写サービス契約書」に添付するものとする。

キ　契約希望金額には対象となる複写機３台の設置時の搬入費用及び撤去時の搬出費用についても含めること。

⑷　入札書、別表１及び別表２はホチキス留めをし、本人又は代理人の割印を押印すること。

⑸　入札者は一旦提出した入札書の書き換え又は撤回をすることができない。

⑹　開札をした場合において、入札金額のうち新潟県財務規則（昭和 57 年新潟県規則第 10 号。以下「規則」という。）第 54 条の規定により作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再入札を行うものとする。なお、再入札は１回とする。

⑺　後記５の各号のいずれかに該当する無効入札をした者は、再入札に加わることができない。

5.　入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

⑴　入札公告に定めた資格のない者がした入札又は代理権の確認を受けない代理人のした入札

⑵　入札書の記載事項のうち、入札金額、入札者の氏名その他主要な事項が識別し難い入札

⑶　同一の入札者が２以上の入札をしたときは、その全部の入札

⑷　脅迫その他不正の行為によってした入札

⑸　再入札を行うこととなった場合において、初回入札最低価格以上の価格を記載した入札

⑹　入札者が不当に価格のせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正の行為をしたと認められるときは全部の入札

⑺　その他入札に関する条件に違反した入札

以上の入札の効力は、入札執行職員が決定する。この場合、当該入札者はその決定に対し異議を申し立てることはできない。

6.　落札者の決定方法

⑴　予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

⑵　落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者はくじ引きを辞退できないものとし、くじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

なお、代わってくじを引く者は、新潟県土木部監理課職員とする。

⑶　再入札においても落札者のない場合は、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第８号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者等と随意契約の交渉を行うことがある。

7.　契約書作成の要否

要（ただし、別添「Ａ０対応デジタル複写機賃貸借及び複写サービス契約書（案）」のとおり。）

8.　契約条項

別添「Ａ０対応デジタル複写機賃貸借及び複写サービス契約書（案）」による。

9.　不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。詳細は県のホームページ（下記アドレス）による。

http://www.pref.niigata.lg.jp/kenminseikatsu/1353967278060.html

10.　入札保証金及び契約保証金

⑴　入札保証金

免除する。

⑵　契約保証金

契約金額を契約月数で除して得た金額に 12 を乗じて得た金額の 100 分の 10 に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和 57 年新潟県規則第 10 号）第 44 条第１号又は第３号に該当する場合は、免除する。

11.　問い合わせ等

⑴　問い合わせ方法

入札説明書等その他本件入札に関する質問事項がある場合、質問事項を記載した書面（本入札説明書に定める様式に限る。）を、⑶に定める問い合わせ先に直接持参又は E-mail により提出すること。

⑵　問い合わせ受付期間

令和８年 11 月 19 日（木）から令和８年 11 月 25 日（水）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第５号）第１条第１項各号に規定する日を除く。）の各日の午前８時 30 分から午後５時まで

⑶　問い合わせ先

新潟県土木部監理課総務係（新潟県新潟市中央区新光町４番地１）

E-mail　ngt080010@pref.niigata.lg.jp

⑷　回答方法

令和８年 11 月 27 日（金）までに、質問の内容及び回答を新潟県土木部監理課ホームページへ掲載する。

12.　その他

契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。